

令和2年6月4日

保護者の皆様

京都市立大宅中学校
校長 中村 季弘

6月以降の教育課程について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業が明け、本校におきましては、6月1日（月）から段階的に学校の教育活動を再開しており、6月15日（月）からは通常の教育活動が始まります。

つきましては、令和2年度の教育課程につきまして、以下のとおりご連絡を申しあげます。なお、継続して、感染症対策の徹底を図ってまいりますので、保護者の皆様におかれても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う3月5日～5月31日までの臨時休業において、学習する予定だった内容も含め、令和2年度内に当初指導を計画していた学習内容につきまして、最大限授業時数を確保したうえで、生徒の負担にも十分に配慮しつつ、令和2年度内に必要な指導を終えるよう教育課程を計画してまいります。

つきましては、以下のとおり、夏休みの短縮や学校行事の見直し、1校時当たり5分短縮する7時間授業の実施など様々な工夫を行ってまいります。

2. 夏休みの短縮について

各教科等の授業時数を確保するため、夏休み（夏季休業期間）を短縮します。なお、当初夏休みの予定だった7月20日～31日までは「午前中授業」（給食はありません）を実施します。

＜令和2年度夏季休業期間＞

	変更前	→	変更後
中学校	7月20日（月）～8月24日（月）		8月1日（土）～8月23日（日）

＜令和2年度冬季休業期間＞

	変更前	→	変更後
中学校	12月24日（木）～1月4日（月）		変更なし

3. 学校行事について

学校行事につきましては、その実施形態（全校が同時に集まる活動等）や校外への移動を伴う行事など、感染リスクが高いものなどについては中止とします。（6月1日の案内をご参照ください）中止とした授業日は、基本的に各教科等の授業に充てる予定です。なお、可能な感染対策等を考えたうえで、規模を縮小するなど学年ごと等の活動については、できる範囲で実施する方向で検討していきます。

4. 教科指導（授業）や時間割について

臨時休業期間、児童（生徒）は家庭学習等に取り組みましたが、3ヶ月の長期に及んだことから、生徒一人一人の学習の定着に差が生じていることも考えられます。つきましては、各教科の授業時数の確保と、生徒の個別の課題に応じた柔軟な指導を充実させるため、令和2年度は、**1校時あたり5分短縮する45分授業**とし、**7時間授業**を計画的に実施してまいります。（6時間の日も45分授業とします）

ア. 7時間授業

6月15日の週から、基本的に火、水、木曜日を7時間授業とします。ただし、放課後の活動等を考え、6時間とする日もあります。学校だより等の予定表をご確認ください。なお、7時間目は5教科（国社数理英）を中心に行います。

イ. 昼休みや放課後の活用

生徒一人一人の学習状況を見て、適宜、昼休みや放課後を活用して学習会を行います。

※ 上記の学校行事や教科指導、時間割等は、今後、詳細が決まります。変更したりするごとに学年だよりなどで適宜お知らせしてまいります。

5. 学習評価について

臨時休業期間中に生徒が取り組んだ家庭学習は、改めて授業の中で振り返ったり、まとめの学習等を行ったりなどして、しっかり定着したか確認してまいります。そのうえで、定着が不十分な場合は、放課後の補習の機会などにおいて、個別に対応してまいります。

（休業期間中の家庭学習だけで評価を行うことはありません。）

6. 通知票について

6月1日からのウォーミングアップ期間を経て、約1ヵ月半の短期間での学習活動となることから、京都市立小・中・義務教育学校全体の対応として、**1学期の通知票はお示しいたしません。**ただし、1学期末（7月中旬の予定）に、お子様の学校生活の様子や学習状況等について連絡する**個人懇談は実施いたします。**日時等の詳細については改めて連絡させていただきます。

なお、2学期からは通知票をお渡しする予定です。

7. 給食（昼食）について

6月12日（金）から、通常どおりの給食（昼食）を実施いたします。

8. 出欠の取扱いについて

可能な限り感染症対策を行ってまいりますが、ご家庭の意向等により、生徒の感染症対策として登校を控えられる場合も、当面は欠席扱いとはいたしませんので、担任までご連絡をお願いします。

9. 部活動について

6月15日（月）から、活動場所を校内に限定し、活動時間を2時間以内として、段階的に再開してまいります。部活動につきましては、各部の顧問等から直接、生徒に留意事項等をお伝えする予定をしております。

10. その他

◇ 6月1日（月）から「ウォーミングアップ期間」を設け、長期間の臨時休業から、生徒が学校生活に順応するための期間としておりますが、ご心配ごとなどございましたら、担任までご相談いただければと存じます。

◇ 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

(1) 「健康観察票」をもとに、引き続き、お子様と一緒に健康観察を行っていただき、お子様はもとより、ご家族の体調や健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、登校時には必ず、お子様に「健康観察票」を持参させください。

(2) ご家庭での健康観察において、お子様に発熱（微熱含む）等、体調不良が少しでもみられる場合は、自宅で休養していただくことについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 登校後も、お子様に体調不良の兆候が見られた場合、本校では、他者との接触を可能な限り避けられるよう、速やかに別室（保健室等）に移動させたうえで、自宅に帰宅されることとしています。お子様が安全に帰宅できるよう、保護者の方のお迎えを依頼させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 以下の症状がある場合は、医療機関や帰国者・接触者相談センター（電話 222-3421）に御相談いただくとともに、学校（電話 573-3067）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。)

※ 同居されているご家族に上記のような症状がある場合も、状況によりお子様に自宅休養のご協力をお願いする場合があります。

(5) 上記（4）以外でも、ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 573-3067）へ連絡してください。（「ご家族に感染疑いがあり、検査等を受けられた場合」もご連絡ください。）

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。

◇ 今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があります。その際は、速やかにお知らせさせていただきます。